平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3	一 府省庁名 厚生労働省						
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税、特別土地保						
		有税、地方消費税)						
要望 項目名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置						
要望	内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)						
(概要)		平成30年4月から厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において、平成25年薬事法等改正法の附則にて施行後5年を目途とした見直しが規定されていることを受け、改正法の施行後の実施状況に加え、人口構造の変化と技術革新の影響等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づき、医薬品医療機器等法について議論を行っている。						
		今後、制度部会のとりまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に医薬品医療機器法等改正法案を提出する場合は、医薬品医療機器法改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。						
関係	条文							
減	収							
見込		[改正増減収額] (単位:百万円)						
要望理由		(1)政策目的 平成25年薬事法等改正法の附則にて施行後5年を目途とした見直しが規定されていることを受け、改正法の施行後の実施状況に加え、人口構造の変化と技術革新の影響等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づき、医薬品医療機器等法について検討することが必要であり、当該検討結果に基づき所要の改正を行う。						
		(2) 施策の必要性 今後、制度部会のとりまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に医薬品医療機器法等改正法案を提出する場合 は、医薬品医療機器法改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。						
本要 対応 縮源	する							
		ページ 3 1						

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるように すること
合理性	政策の 達成目標		_
	置等	負担軽減措 その適用又 E長期間	_
		:の期間中 ^{重成目標}	
	政策目標の 達成状況		
有効性	要望の措置の 適用見込み		
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		_
	要望の措置の 妥当性		医薬品医療機器法等改正に伴う税制上の所要の措置により、人口構造の変化と技術革新の影響 等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づく体制を整備することにつながる。
		ページ	3—2

税負担軽減措置等の 適用実績			_
税負 の過 する	負担軽源		
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)			
前回要望時の 達成目標			
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由			
これまでの要望経緯			
		ページ	3 —3